



行政事務刷新に關する内務大臣の訓示

X Y 生

庶政一新を平凡の善政より初まる。第一線の各種行政事務の刷新は寔に庶政一新の礎である。宜なる哉政府は五月十四日の閣議に於て第一線の行政事務刷新方策要綱を決定し六月一日を期し一齊に之を實施することとなり、内務省に於ては各廳府縣長官に次官より依命通牒を發すると共に其の實施には遺憾なきを期し本省廳員に對しては六月一日午前八時半左の如き訓示が與へられた。

行政事務刷新に關する大臣の廳員に對する訓示

先般政府に於ては、各官公署に於ける第一線の行政事務を刷新して努めて民衆の利便を圖り國民の諸般の活動を促進したいと考へ、其の方針を決めまして本日を期して全國の官公署一齊に之を實施することと致しましたことは諸君既に御承知のことと思ひますが、今日其の實施の第一に當

つて些か意の在る所を述べて諸君の御参考に供したいと思ふ次第であります。

申すまでもなく、我々役人は高等官と云はず、判任官と云はず、又雇員囑託でありまして、國家から俸給を戴き天皇陛下から一定の職務の御委託を受けたものでありまして、我々の受持の仕事の範圍分量は或は廣い者もあり又狭い者もあり、中には極めて機械的な仕事を受持つてゐる人もあると思ひますが、我々の受持つ仕事は何れも國の利益民衆の幸福を計る上から云つて缺くべからざる重要な仕事であります。

役所の仕事は大臣一人で出来るものでは勿論なく、又局長や課長だけで出来るものでもないであります。大臣や局長や課長が方針を定めても之を書類に拵へたり、又謄寫したりする人がなければその方針も實施せられるには至らないのであります。書類を拵へたり謄寫したりする人も又國家からその仕事を託されてゐるのであります。

我々役人の地位や職權は決して我々の利益のために與へ

られたものではない。我々に對して國利民福のために働く様にといつてその地位と職權とを託されたのであります。

世の中には自分の地位や職權に馴れて錯覺を起し恰もこれを自分自身のもの自分が本來持つてゐたもの、いはゞ自分の私有のものに思つてこれを濫用するものがあり、また自分の權限を利用して威張つてみたり、人の仕事の邪魔をしたり、或は自分の爲すべき仕事を怠つたりするのは皆自分の地位と職權とを私するものであります。

天皇陛下は常に大みたから即ち國民の利益幸福をお考へになり國家の隆昌進展をお念じになつてをられるのであります。我々役人は 天皇陛下からその地位と職權とを託された者と致しまして常に 天皇陛下の大御心を己が心として職務に當らなければなりません。

林總理大臣は國の行政を行ふことを常に施政奉行といふ言葉で云ひ表されて居りますが施政を奉行するといふことは常に我々役人の仕事に當つての心掛けでなければなりません。即ち

陛下の大御心を己が心として行政を行ひ奉るといふ心掛を持たなければならぬのであります。そして此の心掛は獨り大臣や局長や課長のみならず、直接民衆に接して仕事を第一線の官吏、吏員も皆均しく此の心掛をもつて事に當るべきであり、又その心持を失はない限り民衆に對して徒らに權力を濫用したり不親切にしたりすることはあり得ないことと考ふるのであります。

昔品川彌二郎子爵は座右の銘として常に次の様な文句を守つてゐたと云はれて居ります。爾俸爾祿 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」即ちお前の受くる俸祿は之皆人民が汗と脂の結晶である。役人の地位に居てその權力を私するときは下人民を虐げ人民に迷惑を興へることはいと易いことであるが上天を欺くことは出来ない。誠に役人が常に反覆之を誦し己れを省みるべき名言であると信じます。

我々が諸君に對して民衆の處遇を深切にし、事務の處理を圓滑敏速ならしめることを云ふ所以のものは、決して徒らに民衆に詔り、民衆に評判をよくしやうといふ様な卑屈

な考で云ふのでは決してない。

我々は、役人の本質を考へ、殊に我國に於て役人は皆天皇陛下の大御心に從つて御委託を受けた職務を果してゆくべき職責があることを思ひ、その意味に於て民衆の福利を常に念慮としなければならぬと考へるのであります。

今日我國内外の情勢を考へまするに、誠に我國は非常の時局に際してゐるのであります。我國は今や世界強國の間に伍して躍進の途上にありますが、それと同時に世界各國の嫉視も亦強く各方面に於て摩擦は避け難いのであります。今や我國民は一致結束して一層國運の進展に努めなければならぬ時であります。こういうふ際に於ては、役所の事務の如きも極めて圓滑敏速にして、之に依つて民衆の活動を圓滑敏速にし大に之を促進することが肝要であります。役所の手續のため民衆が一日費すことはそれ丈民衆の活動を減する譯であります。役所の手續が一週間遅れば民衆の活動が夫れ丈遅れるのであります。我々は平常手續をす

る方の側に立つて一個の平民として役所に手續を頼むこと

は少いのでその不便さを感じることも少いのであります
が、若しも假りに戸籍謄本が至急入用である、例へば就職
のため至急それが必要であるといふ様な場合に二、三日も
それが貰へないと云ふ様なことがあれば如何に焦々するこ
とであらうか二、三日徒らに時日を空費してゐる間に就職
の機會もなくなつてしまふかも知れない。又役所から呼出
されて四、五時間も徒らに待たされるといふ様なことがあ
れば、それ丈民衆の仕事に支障を來すことになる。こうい

ふことの爲に民衆の受ける不便は決して少くないのであり
ます。こういふ不便を取り除いて、徒らに空費した時間を
他の活動に振り向けることにするならば、全體として國民
の活動はどれ丈け促進されるか知れないのであります。又
官公署の取扱の不親切や手續の遅延の爲民衆が官公署に對
して假りにもいい印象を持たない。或は悪感情を抱くとい
ふ様なことがあれば、官民の融合協力といふものは期待す
ることが出来ない。今日の非常時局を打開して國運の隆昌
を計る爲には官民が心から一體となり協力して事に當らな

ければならない。かゝる際につまらない手續の遅延や官吏
の態度のよくないこと等の爲に、官民の協力を防げるとい
ふが如きことがあつては誠に遺憾であると考へるのであり
ます。即ち第一線の行政事務を刷新して民衆の利便を圖る
といふことは、之に依つて民衆本來の經濟的其の他諸般の
活動を一層圓滑敏速ならしめると共に、官民の眞の融合協
力の基礎を固め我國運の進暢を計らんとするに出づるもの
であります。

第一線の行政事務の刷新といひますが、之は必ずしも區
役所や警察署ばかりを云ふのではない。日常大多數の民衆
と接觸するのは勿論さういふ所が多いのであります。本
省の仕事であつても民衆と關聯を持つてゐるものは極めて
多い。本省の手續が後れると引いて地方での手續が後れ民
衆がそれ丈待たされる地方でいくら早くやらうと思つても
本省でも急いで呉れなければ、結局出来ないものであります。
又本省にも外部から面會や用談の客がある。嚴めしい本省
の支關で入り難い、入つてもどこに取次を頼んだらよいか

分らぬ、とりつく島がないと云ふことは民衆は時間を空費するのみならず、役所と云ふ所はたゞ六ヶしい所、嚴めしい所と云ふことになつて官民の心からの融合は期待されない。役所のいふことは四角四面なお座なりといふことになつて、今度官廳が國民の協力を求める場合に心から協力が得られないといふことになります。又直接民衆に接するこの最多い區役所や、警察署等に於ける取扱を改善するについては、上級の官廳なるものは自らその範を示さなければならぬ。役場や警察署の人々をやかましくいつても、これ等の地方の人々が本省で不親切な取扱を受けたのでは何んだといふことになつて、今度は歸つて地方民に辛く當る様なことにもなる。

かういふ色んな意味で本省でも率先して事務の改善を計るべきことが多いだらうと思ひます。

御承知の如く、役所の仕事と云ふものは商賣とちがつて損益計算といふものがない。従つて仕事の成績或は仕事に對する收獲といふものが、どれ丈あつたかと云ふことが數

字を以て測定され難い性質のものであります。會社や工場
のやうに、はつきりと現はれて來ない場合が多いのであり
ます。従ひまして各人に於て餘程氣を付けて居りませぬと
改善工夫を忘れ、因襲的となり能率が低下し事務が澁滞し
勝ちとなるのであります。お役所式と云へば非能率的、能
率の擧つて居ないと云ふ一つの常套語となると云ふのでは
誠に遺憾であると思ふのであります。殊に輾近各般の行政
事務は益々複雑多岐に涉り、之が圓滑なる運営を期する爲
には事務の刷新合理化に依つて、能率の増進合理化を圖る
と云ふことは愈々切なるものがあります。一方に
於ては行政機構の改革、法規の改廢其の他に依り之が能率
化を圖ると共に、又各人に於て夫々如何にして事務の能率
を擧げるべきかと云ふことを工して、どしどし實行するこ
とが肝要であります。さうして仕事を活潑に片附けて參る
ことは夫自身非常に愉快なことであると同時に、又民衆の
利便を進めると云ふ結果にも相成るのであります。

今日各方面で庶政一新の要求は非常に強い。我々もほん

とうに腰を据へて諸般の革新を斷行しなければならぬと考へてゐるその爲には國の豫算に新しい事業を盛つたり、新しい法律を拵へたり又行政機構を改革したりすることも勿論必要であります。併しながら國民利福を計るのは豫算とか法律の上にて於て新規事業を始めなければ出来ないといふことではないのであります。我々の理想は高く大きい。併し道は必ずしも遠きを求めるの要はない。我々の足下に幾多の改むべきこと、爲すべきことは轉つてゐる。所謂平凡なる善政といふのは之である。この改善は決して華々しくはない。法律を作り豫算を計上する様に華々しくはない併し若し日常の事務が圓滑迅速になつて民衆の利便が増進されれば目に見えない國民の福利増進は大きいものがあり國運の進展に寄與すること誠に大なるものがあります。

事務刷新の方法に付ては、夫々諸君等に於て工夫して載きたい。省内に於て事務改善のための委員會を設けたり座談會を開いたりするのもよからう、研究會を開くのもよからう、又省全體でやつたり又各局課毎にやつたりすること

も必要であらう。唯此の事が上からの命令とか、他からの強制とかといふことに依つたのでは到底充分なる効果を擧げることが出来ないであります。之はどうしても各人の自覺からして改善の空氣を醸成し、下から盛り上がる自然の動となつて來なければならぬのであります。又改善に付ては出来るだけ民衆の立場に立ち即ち手續を頼む方、治められる方の立場に立つて考へることが必要である。その意味で民衆の聲或は聲なき要望といふものを充分斟酌する必要があるのでありますから、之に對しては官廳内の事情や手續を明にして充分其の理解を求め協力を求める必要がある。手續の進行の爲に必要な書類が要るとか、面會について時間の都合がつかないとか云ふ様な場合には充分之を納得せしめて要らざる手續の行違ひや、時間の浪費を防ぐことが肝要であります。我らは徒らに民衆に迎合するのではないのであるから、民衆の便宜を考へるといつてもその爲に役所の執務を妨げ公務を曲げる様なことは決して

爲すべからざること勿論であります。

要は内部に於て事務の能率を擧げ手續の圓滑敏速を計り、外部に對しては深切を旨とし民衆と和衷協力して事務に當ることでありまして、之を貫く精神は一に國民の福祉を念慮とし給ふ大御心を心として 陛下より御委託を受けたる職責を果し、私心を滅して公に奉ずるの精神に在るべきであります。

一體此等の事柄は、我々公務に従事致します者の當然の心掛けであるのでありまして、今更兎や角云ふべきことでは無い筈のものである可きであります。先にも申しました様に、この當然のことがなかなか行はれ難いのでありまして、一寸油斷して居りますと知らず知らずの中に所謂官僚式に流れ易いのでありまして、我々は斷えず反省努力せねばならぬのであります。此の事が一時の掛聲のみに終らず、將來に亙つて永く改善の効果を擧げる様又一時の昂奮や人氣取りに墮しない様落ちついて大地に根を下した、しつかりした、心掛けを持つて進んで載きたいのであります。

す。

第一線ノ行政事務刷新方策要綱

(昭和一二、五、一四閣議決定)

一、趣旨 現下ノ時局ニ對處シ、舉國一致國運ノ進暢ヲ期センガ爲ニハ、政治ノ刷新 行政ノ改善ヲ圖ルヲ要スルコト言フ俟タズ、而シテ先ヅ國民大衆トノ接觸部面タル行政事務ノ第一線ニ於テ民衆ノ利便ヲ圖リ眞ニ融合協力ノ實ヲ擧クルハ極メテ緊要ノ時務ナリ仍テ其ノ具體的方策トシテ左ノ通實施セントス。

(註)一、「第一線ノ行政事務」トハ中央各省タルト地方各官公署タルトヲ問ハス、民衆ニ直接スル行政事務ヲ云フ。

一、各官公署ノ所管ニ屬スル施設(例ヘバ商品陳列所、何々獎勵館ノ類)ニ於テモ官公署ニ準シテ行フ

二、基調

(一) 第一線ノ行政事務刷新ハ之ニ依テ從來民衆ガ官公

署ニ於テ浪費シタル時間又ハ費用等ヲ民衆本來ノ仕事ニ振向ケ、國民生活ノ充實發展ト國力ノ綜合的躍進ヲ期スルコト

(二) 第一線ノ行政事務擔當者ハ眞ニ公ニ奉ジ國民ノ福祉ノ増進ニ寄與スヘキ任務ヲ自覺シ劃期的ナル行政事務ノ刷新向上ヲ圖ルコト

(三) 第一線ノ行政事務擔當者ノ監督者又ハ第一線ノ行政事務擔當官公署ノ上級行政廳ニ於テハ自ラ範ヲ示スト共ニ第一線ノ行政事務刷新ヲ容易ナラシム様積極的ニ協力スルコト

(四) 第一線ノ行政事務擔當官公署ニ於テハ國民ノ意見要望ヲ充分ニ斟酌シテ其ノ不便ノ除却利便ノ増進ニ努ムヘキコト

(五) 一般國民ニ對シ第一線行政事務ノ内容手續等ヲ機宜ノ方法ニ依リ平明ニ徹底セシメ其ノ理解ト協力トヲ求ムルニ努ムヘキコト

(六) 第一線ノ行政事務ハ親切ヲ旨トスベキモ徒ニ民衆

三、實施大綱

ニ迎合スルノ弊ニ墮セサル様留意スルコト

(一) 第一線ノ全官公署ハ各實情ニ即シ刷新改善ヲ要スル事項少クトモ一ケ月一定數事項ニ集中シテ自治的ニ改善ノ實ヲ舉クルコト

右實施事項及其ノ結果ヲ向フ一ケ年間毎月末各本省ニ報告スルコト

各本省ハ右報告ノ大要ヲ内閣官房總務課ニ報告スルコト

(二) 第一線ノ行政事務官公署ノ上級廳ハ第一線ノ官公署ノ實施ニ即應シテ刷新改善ヲ要スヘキ事項ヲ決定シ之ヲ實施スルコト

右實施事項及其ノ結果ヲ内閣官房總務課ニ報告スルコト

(三) 關係各廳ノ聯合ニ依リ中央地方ニ於テ第一線行政事務刷新ノ爲ノ講習會座談會協議會ヲ開クコト